令和3年9月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月7日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社あわのきかく（法人番号：7010901041481）　代表者　中田　圭昭
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都世田谷区桜上水2-15-17 （本社営業所）　東京都世田谷区船橋5-30-6 第二黒田ｺｰﾎﾟ103
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年7月8日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年9月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月7日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社神奈川企画（法人番号：8020002049613）　代表者　伊藤　美津男
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町704 （本社営業所）神奈川県横浜市神奈川区羽沢町703
（４）行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年6月8日及び令和3年6月30日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　5点 当該事業者の累積点数　5点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年9月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年9月7日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社五稜（法人番号：9020001112635）　代表者　相馬　健一
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 （成田空港営業所）　千葉県成田市前林782-6 ﾊｲﾂ椎名109
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年6月15日及び令和3年6月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)